

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日~)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電 子納付する場合の 金額。郵便切手で 納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
成年後見 制度に関 する審判	後見開始	4					5	10	6				15	4000円	4000円	予納金で納付する場合にも郵便切手の追納をお願いすることがあります。
	保佐開始	6					5	10	6				15	5000円	5000円	予納金で納付する場合にも郵便切手の追納をお願いすることがあります。
	補助開始	6					5	10	6				15	5000円	5000円	予納金で納付する場合にも郵便切手の追納をお願いすることがあります。
	任意後見監督人選任	3					5	13	4				15	3700円	3700円	予納金で納付する場合にも郵便切手の追納をお願いすることがあります。
	成年後見人(保佐人,補助人)選任	3					10	5	2				15	3350円	3400円	予納金で納付する場合にも郵便切手の追納をお願いすることがあります。
	成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人)選任	3					10	5	2				15	3350円	3400円	予納金で納付する場合にも郵便切手の追納をお願いすることがあります。
	成年後見人(保佐人,補助人)辞任許可	3					7	3	2				15	2820円	2900円	予納金で納付する場合にも郵便切手の追納をお願いすることがあります。
	成年被後見人(被保佐人,被補助人)の居住用不動産処分許可						1							110円	(郵便切手のみ)	
	特別代理人選任(被後見人のための)						10						10	1200円	1200円	
	臨時保佐人選任						10						10	1200円	1200円	
	臨時補助人選任						10						10	1200円	1200円	
	成年後見人(保佐人,補助人)の報酬付与						1							110円	(郵便切手のみ)	
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2					4							1440円	郵便切手の場合と同額(100円未満切り上げ)	<郵便切手の場合> 嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1か所増えるごとに110円1枚追加。
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し						1							110円	(郵便切手のみ)	後見手続が継続している場合、現在の後見人1人につき1220円(内訳:500円2枚,110円2枚)追加。 嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1か所増えるごとに110円1枚を追加。
成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の変更						2							220円	(郵便切手のみ)	郵便物等の回送を受けている成年後見人以外の者が申立をする場合、1220円分(内訳:500円2枚,110円2枚)追加。 成年後見人が複数の場合は、成年後見人が1人増えるごとに、1220円分(内訳は上記と同じ)を追加。 嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1か所増えるごとに110円1枚を追加。	
成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可						1							110円	(郵便切手のみ)		
同意を得なければならない行為の定め・代理権の付与	3					10	2	2				10	3000円	3000円	保佐・補助の開始と同時に申し立てるときは不要 予納金で納付する場合にも郵便切手の追納をお願いすることがあります。	
成年後見人等辞任許可・成年後見人等選任	6					10	2	2				15	4550円	4600円	予納金で納付する場合にも郵便切手の追納をお願いすることがあります。	
後見等開始審判の取消	2					10	10	2				15	3350円	3400円	予納金で納付する場合にも郵便切手の追納をお願いすることがあります。	
行方不明 者に関する 審判	不在者財産管理人選任					29	1					4	3330円	3400円		
	不在者の財産管理人の権限外行為許可					1						7	180円	(郵便切手のみ)		
	失踪宣告	2				20						10	3300円	3300円		
	失踪宣告取消し	2				20						10	3300円	3300円		
親子に関 する審判	未成年後見人選任	3				10	2	1				15	3000円	3000円	予納金で納付する場合にも郵便切手の追納をお願いすることがあります。	
	子の氏の変更許可					1							110円	(郵便切手のみ)		
	養子縁組許可					10							1100円	1100円		
	死後離縁許可	2				8							1880円	1900円		
	特別養子適格の確認	8				15						10	5750円	5800円		
	特別養子縁組の成立	4				15						10	3750円	3800円		
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)					7							770円	(郵便切手のみ)	未成年者が1名増えるごとに110円×3を追加	
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2				9						10	2090円	2100円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電 子納付する場合の 金額。郵便切手で 納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合													
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
相続に関する審判	相続の放棄の申述						5						550円	(郵便切手のみ)	
	相続の限定承認の申述						5						550円	(郵便切手のみ)	左記の合計額に110円×(相続人×3)を追加
	相続の承認又は放棄の期間の伸長						5						550円	(郵便切手のみ)	
	相続財産清算人の選任						8	3				17	1350円	1400円	
	特別縁故者に対する相続財産分与	4					11	3				10	3610円	3700円	
	遺言書の検認													(郵便切手のみ)	110円×(相続人数+2)
	遺言執行者の選任	2					10						2100円	2100円	
	遺留分放棄の許可						5						550円	(郵便切手のみ)	
	遺留分の算定に係る合意の許可						10					20	1300円	1300円 ※この他に推定相続人1名ごとに1300円追加	<郵便切手の場合> 左記の合計額に加え、推定相続人1名ごとに500円×2、110円×2を追加
	推定相続人廃除	4					12		2			8	3500円	3500円	
保護者選任に関する審判	保護者選任						3						330円	(郵便切手のみ)	
	(申立人と保護者候補者が異なる場合)	2					5					10	1650円	1700円	
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可	2					6						1660円	1700円 ※夫婦共同申立ての場合は、1500円分追加	<郵便切手の場合> 夫婦共同申立ての場合は、1440円分を追加(内訳 500円×2、110円×4)
	氏の振り仮名の変更許可	2					6						1660円	1700円	
	名の変更許可						5						550円	(郵便切手のみ)	
	名の振り仮名の変更許可						5						550円	(郵便切手のみ)	
	戸籍訂正許可	2					10					10	2200円	2200円	
	性別の取扱いの変更	3					10		1			4	2690円	2700円	
	就籍許可	2					20					10	3300円	3300円	
	戸籍事件についての市長村長の処分に対する不服	2					10					10	2200円	2200円	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4					12		2			8	3500円	3500円	
調停事件	調停事件(遺産分割及び遺留分減殺請求・遺留分侵害請求を除く)						10		4		4	7	1450円	1500円 ※相手方が1名増えるごとに500円追加 ※保全事件があるときは600円追加	<郵便切手の場合> 相手方が1名増えるごとに480円追加(内訳 110円×3、50円×2、10円×5) 保全事件がある場合は、600円追加(内訳 100円×6 ただし、保全事件分については別途必要)
	調停事件(遺産分割)						15	15	15		15	15	4350円	4400円 ※相続人が5名を超える時は1名増えるごとに1000円追加	<郵便切手の場合> 相続人が5名を超える場合は、相続人が1名増えるごとに910円追加(内訳 270円×3、10円×10)
	調停事件(遺留分減殺請求・遺留分侵害請求)						12		6			10	1720円	1800円	
人事訴訟	人事訴訟(反訴の場合も含む)	8					10	5	5		5	5	6000円	6000円 ※当事者が1名増えるごとに3000円追加	<郵便切手の場合> 当事者が1名増えるごとに3000円追加(内訳 500×4、110×4、100×4、10×16) ※反訴の場合も同額
	保全命令事件(不動産仮差押・仮処分)	4					3	3	2			2	2770円	2200円及び660円分の切手 ※債権者が決定正本の郵送(普通郵便)を希望する場合は200円追加 ※登記所が1カ所増えるごとに900円追加し、660円分の切手を提出	<郵便切手の場合> 登記所が1カ所増えるごとに1550円追加(内訳 500×2、110×1、100×3、50×2、20×2) ※債権者が決定正本の郵送(普通郵便)を希望する場合は、110円切手を貼った返信用封筒を提出。
	保全命令事件(債権仮差押)(陳述催告申立てあり)	6					3		2			4	3510円	2900円及び700円分の切手(内訳 590+110) ※債権者が決定正本の郵送(普通郵便)を希望する場合は200円追加 ※第三債務者が1名増えるごとに1600円追加し、700円分(590+110)の切手を提出	<郵便切手の場合> 第三債務者が1名増えるごとに2290円追加(内訳 500×4、110×1、50×2、20×4) ※債権者が決定正本の郵送(普通郵便)を希望する場合は、110円切手を貼った返信用封筒を提出。

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電 子納付する場合の 金額。郵便切手で 納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
その他手 続	間接強制	4					15		4			15	4000円	4000円	
	即時抗告	4					6	11			8	8	4000円	4000円	
	執行官に子の引渡しを実施させる決定	4					15		4			15	4000円	4000円	
別表第二 審判事件 等	別表第二に規定する審判事件 (ただし、遺産分割を除く。)	4					15		4			15	4000円	4000円	<郵便切手の場合> 保全事件がある場合は、600円分追加。 (100円×6 ただし保全事件分は別途必要。)
	遺産分割						15	15	15		15	15	4350円	4400円	<郵便切手の場合> 相続人が5名を超える場合は、相続人が1名増えるごとに910円分追加 (内訳270円×3、10円×10)
	審判前の保全処分(別表第二に規定するもの事件を本案とするもの)	4					12	6	4			8	4200円	4200円	
児童福祉法関係等審判事件	児童福祉法第28条1項2項、33条、親権喪失、親権停止	4					15	6	4			15	4600円	4600円	